

相生市公共下水道事業 経営戦略

(平成28年度～平成37年度)

平成29年3月

相生市建設農林部建設管理課

相生市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 相生市

事 業 名 : 公共下水道事業
特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成元年度 (28年)	法 適 (全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適 (平成32年4月1日 一部適用予定)
処理区域内人口密度	38.9人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	1 (相生処理区)		
処 理 場 数	1 (相生下水管理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	一部の市街化調整区域(※)につき、処理場立地における地理的合理性から特定環境保全公共下水道事業として実施しています。 ※野瀬・鯛浜・葛ヶ浜地区、竜泉、那波野の一部、及び東後明の一部		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系 の 概要・考え方	「一般汚水」として、次の使用料を規定 ・基本使用料 5m ³ 以下 1,047円 ・従量使用料 5m ³ を超えて、10m ³ 以下の分 38円/m ³ 10m ³ を超えて、20m ³ 以下の分 142円/m ³ から 20m ³ を超える分 247円/m ³ まで全7段階で規定				
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用としては、「浴場汚水」のみ使用料を規定。その他は、「一般汚水」の使用料を適用 ・基本使用料 5m ³ 以下 1,047円 ・従量使用料 5m ³ を超えて、10m ³ 以下の分 38円/m ³ 10m ³ を超える分 47円/m ³				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	上記規定のみ				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり)	平成25年度	2,600円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり)	平成25年度	3,379円
	平成26年度	2,670円		平成26年度	3,441円
	平成27年度	2,670円		平成27年度	3,473円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>下水道事業を所管する建設管理課は、課長ほか、担当者は5名(内1名は兼務)で、公共下水道、農業集落排水事業を中心に業務にあたっています。職員給与については、担当者5名の内、公共下水道事業特別会計で2名、農業集落排水事業特別会計で2名を予算措置しています。</p>
事業運営組織	<div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[建設管理課] --- B[建設総務係 (1名兼務)] A --- C[下水管理係 (4名)] A --- D[下水管理センター ※] </pre> </div> <p>※平成19年度から、下水管理センター(下水終末処理場)の包括維持管理業務委託を開始したことにより、従来下水管理センターに常駐していた職員3名を削減しました。</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<p>下水終末処理場等管理業務の包括的民間委託のほか、脱水ケーキ運搬・処分、管渠維持管理(マンホールポンプ、管渠清掃等)、ポンプ場維持管理などの業務につき、民間委託を行っています。また、使用料徴収事務については、上水道事業者である西播磨水道企業団に委託しています。</p>
	イ 指定管理者制度	<p>下水終末処理場等の下水道施設については、平成19年度から包括的民間委託により円滑な業務推進を図っており、現在、指定管理者制度活用について検討の考えはありません。</p>
	ウ PPP・PFI	<p>新規整備施設の予定はなく、現況施設の管理運営については上記の状況であるため、現在はPPP・PFIにつき検討の考えはありません。</p>
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	<p>下水汚泥については、セメント原料、炭化土壌改良剤の原料としてのリサイクルに努めています。運搬処分費が発生している現状です。バイオガス利用等については、現在、1期目施工中の下水終末処理場長寿命化工事の第2期工事以降の工事計画に合わせて広域処理も視野に入れ、施設整備を検討する必要があると考えています。</p>
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	<p>ポンプ場施設を利用した太陽光発電により、売電料を確保しています。 未利用土地の活用については、種々の検討によっても、投資に見合う収益確保の可能性が見いだせない中、下水道整備事業費、公債費が多額となっている状況のため、未実施となっていますが、引き続き検討します。</p>

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>1 経営の健全化・効率性について 水洗化の普及が進んだことで、今後の需要について大幅増が見込めない中、更に人口減や節水等による有収水量と使用料収入の減収とともに、企業債の償還が大きな負担となっており、企業債償還経費が充足できず、結果として一般会計からの繰入金による支援が不可欠な状況で、収益的収支が低い水準にとどまっています。なお、企業債の償還額は平成27年度から減少に転じているため、今後は、収益的収支比率等に改善がみられるものと思われるが、更新費用の確保など、経営の継続性を担保する観点からは、経営改善の取組みが不可欠となります。</p> <p>2 老朽化の状況について 管渠は、耐用年数から判断し、直ちに老朽化対策が必要とはなりません。引き続き適正な維持管理業務と状況把握により、更新の時期を見極める必要があります。</p> <p>3 総括 今後、需要の大幅増が見込めない中、将来の更新費用の確保や経営の健全化の観点からも使用料の見直しを含め、経営健全化の取組みが不可欠となります。また、需要減により施設能力に更なる余裕が生じることは効率性の低下につながるため、農業集落排水事業との統合により、汚水処理事業全体として効率化を図るなど、施設面の見直しによる改善を検討していく必要があると考えられ、これらを踏まえた経営戦略を基に、経営健全化につなげていきます。</p>

2. 経営の基本方針

○施設の老朽化対策

整備済み施設等の老朽化進行に伴う改築更新として、平成26年度から1期目の下水管理センター(終末処理施設)の長寿命化工事が進行中です。2期目以降では、ポンプ施設や管渠の更新など、長期にわたる長寿命化事業の取組みを行います。

○浸水被害の防止

平成24年度に発生した豪雨による浸水被害地域について、中長期的に整備する必要がある箇所について、優先順位をつけコストの平準化を図りながら整備を推進します。

○水洗化の促進

人口整備率は99%に達しながら、人口減少等により有収水量が減少し、一方で既存住宅等における水洗化率(97%)が伸び悩む中、下水道利用の利便性、公共性など、その必要性を継続的に啓発するなど、効果的な手法検討により、可能な限り最大限の水洗化率を伸ばし、公共用水域の良好な水質確保を図るとともに、使用料収入の確保に努めます。

○公共下水道と農業集落排水の統合

農業集落排水処理施設の公共下水道への接続により、人口減少も背景に、終末処理場の処理能力の適正規模までの有効活用を図るとともに、接続管渠整備や排水処理施設の改修工事の建設費用など単年度における投資額は大きいものの、長期的に捉えれば、農業集落排水処理施設の維持管理費用や改築更新費用の低減が期待できます。現在の農業排水処理施設の機能強化事業終了後の平成35年度以降に公共下水道に近い地区から順次、接続工事の推進を図ります。

○経営基盤の強化

上記の事業展開のために不可欠となる安定的な財源確保を図ります。人口減少等による有収水量と事業収入の減少傾向が続く中、今後の持続可能で安定したサービスの提供を図るため、透明性と説明責任を伴う公営企業会計へ移行することにより、下水道利用者のご理解をいただきながら各種事業の展開とその財源確保に努めます。

○ストックマネジメントの導入

新たな事業計画とともに、下水道事業、下水道施設全体を俯瞰した最適な維持管理・改築のための計画を策定することにより、施設を計画的かつ効率的に管理します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

長寿命化工事の継続実施のため、計画期間中の事業投資の状況は大きな変化はありません。

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

計画期間中は、終末処理場の長寿命化工事を継続実施します。

○広域化・共同化・最適化に関する事項

計画期間中(平成35年度以降)には農業集落排水を統合するための接続工事等に着手し、汚水処理事業全体として効率化による処理経費の節減を図ります。

○投資の平準化に関する事項

終末処理場、管路、ポンプ場等の長寿命化工事や雨水対策工事、農業集落排水統合等、引き続き事業全体の中で緊急性や優先順位を見極め、投資経費の平準化を図りながら、計画的な事業執行に取り組みます。

○民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

現在、下水終末処理場等の下水道施設で行っている包括的民間委託の継続が、今後の円滑な業務継続に有効不可欠であると考えています。

○防災・安全対策に関する事項

市内3か所(千尋、那波、赤坂)で実施する雨水幹線等管渠整備につき、完成をそれぞれ、平成29年度、30年度、あと1か所については現行計画期間内を目途とします。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

計画期間を通じて補助事業に係る国庫補助金及び地方債収入を予定しています。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口減少等による減収傾向にある使用料収入については増収への転換は困難ですが、徴収委託先との連携強化による収納率の向上、水洗化促進による収入確保を図ります。また、消費税増税に際しての改定の検討のほか、平成32年度からの公営企業会計への移行により、客観的な財務状況を基に、使用料の見直しの検討を行います。

○企業債に関する事項

今後10年における施設整備計画を基に補助裏起債、及び資本費平準化債起債予定額を計上しています。

○繰入金に関する事項

一般会計繰入金については、国が示す繰出し基準に基づく繰入となりますが、人口減少に伴う使用料収入の減少、資本費平準化債発行可能額の漸減により、当面は増加傾向となることが予測されます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

終末処理場の管理運営にかかる包括的民間委託については、現状の委託内容を継続します。

○職員給与費に関する事項

平成32年度の公営企業会計移行までは、職員数は現状維持が必要最小限となりますが、移行後、32年度以降の職員数、給与費は流動性を含みます。

○下水処理費に関する事項

終末処理場等の管理運営について、包括的民間委託を行っていることから、当面、大きな変動はないことが予測されます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>広域化・共同化・最適化に関する事項</p>	<p>現在、下水終末処理場は処理能力の余力があり、更に、予想される今後の人口減少に伴う処理量減少も踏まえ、その処理能力の適正活用のためにも農業集落排水の公共下水道への統合と施設管理経費の削減を図ります。</p>
<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>下水道施設・設備の延命化を図るための長寿命化工事では、現在、終末処理場の改築更新を行っているところであり、今後は、ポンプ施設、汚水管渠などの長寿命化工事を長期にわたり実施する必要があり、耐用年数などに基づく優先順位を見極め、事業予算の平準化を考慮しながら計画策定を行います。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>現況施設の管理運営については、終末処理場の管理運営にかかる包括的民間委託を継続しますが、新規整備施設の予定はなく、現在はPPP・PFIにつき検討の考えはありません。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>本市の公共下水道事業に係る経費回収率は76.63%で、全国平均の98.53%を下回っております。一方、使用料単価は、県下で7番目に高い状況にあります。 しかしながら、財源確保のため、消費税率引き上げに際し料金改定検討のほか、平成32年度から公営企業会計移行後は、経営状況、財務状況を明らかにしながら、適正な使用料について検討を行ってまいります。</p>
<p>資産活用による収入増加の取組について</p>	<p>未利用土地の活用については、投資に見合う収益確保の可能性が見いだせない中、下水道整備事業費、公債費が多額となっている状況のため、未実施となっておりますが、引き続き検討します。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>民間活力の活用が可能な業務範囲では、既に、終末処理場等の包括的民間委託を実施しており、効率的な施設・設備の維持管理が推進されています。今後は、委託更新時において、人口減少や施設・設備の更新など、処理環境の変化に応じた、より効率的で効果的な協同関係を構築していきます。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>計画期間中には、公営企業会計に移行することもあり、職員の増員は要検討事項となりますが、当該職員給与費が増となる場合も、公共下水道事業全体経費の中で、経営健全化の成果として、相対的な減となるように努めます。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>新電力については、負荷率が高く事業者側のメリットがないため、現在は取引ができない状況ですが、今後も、安価で安定的な動力確保のため、電力供給動向を注視します。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>既に、包括的民間委託により、単価契約の実施など、委託事業者による経費節減に取り組んでいます。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>包括的民間委託により、適切な時宜と経費による修繕を実施し、経費の節減を図ります。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>包括的民間委託については、長寿命化工事の進展に伴い、維持管理業務の対象範囲の見直しなどにより、適正な委託費を検討します。また、使用料徴収の委託費については、委託先との連携強化により、費用対効果の向上を図ります。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>水洗化促進については、現行の水洗化改造資金貸付制度の限界も踏まえ、使用料の確保とともに、公共用水域の良好な水質確保という公共性の観点から、費用対効果の検証により効果的な取り組みを検討します。</p>

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

<p>経営戦略の事後検証、更新等に関する事項</p>	<p>進捗管理(モニタリング)は毎年度実施し、見直し(ローリング)は、3年目の公営企業会計移行に際して実施するほか、3年～5年を目途に適宜実施することで、PDC Aサイクルの実践による持続的な経営戦略の更新を図ります。</p>
----------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

投資・財政計画 (収支計画)

【団体名】相生市

【事業名】公共下水道事業特別会計(総括)

(単位:千円,%)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	1,154,502	1,130,841	1,104,939	1,074,229	1,052,064	1,029,918	1,008,145	987,826	967,144	904,169	852,017	763,171	
		(1) 営 業 収 益 (B)	838,604	842,440	838,706	832,750	828,164	821,535	814,346	809,683	805,277	759,625	722,497	648,229	
		ア 料 金 収 入	451,835	457,315	453,000	453,000	448,800	447,225	445,650	444,091	442,537	440,987	439,444	437,906	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	(386,030)	(384,409)	(385,002)	(379,058)	(378,660)	(373,606)	(367,992)	(364,888)	(362,036)	(317,934)	(282,349)	(209,619)	
		739	716	704	692	704	704	704	704	704	704	704	704	704	
		(2) 営 業 外 収 益	315,898	288,401	266,233	241,479	223,900	208,383	193,799	178,143	161,867	144,544	129,520	114,942	
		ア 他 会 計 繰 入 金	314,188	286,832	262,343	241,179	223,550	208,034	193,450	177,644	161,368	144,045	129,021	114,443	
		イ そ の 他	1,710	1,569	3,890	300	350	349	349	499	499	499	499	499	
	収益的 支出	2	総 費 用 (D)	788,458	757,710	725,445	717,463	696,594	672,558	649,326	624,671	599,320	573,080	550,565	530,439
			(1) 営 業 費 用	373,621	378,187	381,741	397,327	405,076	405,076	405,076	405,076	405,076	405,076	405,076	405,076
			ア 職 員 給 与 費	12,150	12,158	13,191	13,360	12,926	12,926	12,926	12,926	12,926	12,926	12,926	12,926
			うち 退 職 手 当												
			イ そ の 他	361,471	366,029	368,550	383,967	392,150	392,150	392,150	392,150	392,150	392,150	392,150	392,150
		(2) 営 業 外 費 用	414,837	379,523	343,704	320,136	291,518	267,482	244,250	219,595	194,244	168,004	145,489	125,363	
		ア 支 払 利 息	107,219	99,590	91,555	83,322	74,930	66,410	57,762	48,913	39,838	30,921	23,430	17,882	
		うち 一 時 借 入 金 利 息	307,415	279,933	252,149	236,814	216,588	201,072	186,488	170,682	154,406	137,083	122,059	107,481	
		イ そ の 他	203												
		3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	366,044	373,131	379,494	356,766	355,470	357,360	358,819	363,155	367,824	331,089	301,452	232,732	
資本的 収入		1	資 本 的 収 入 (F)	1,307,685	1,674,690	1,714,300	1,548,770	1,500,537	1,465,537	1,429,271	1,308,161	1,272,606	1,336,548	1,242,716	1,143,163
			(1) 地 方 債	774,400	912,000	872,700	850,100	605,900	533,000	477,200	386,600	321,800	285,800	180,200	126,500
			うち 資 本 費 平 準 化 債	680,000	670,800	604,900	507,000	427,200	349,300	306,100	260,500	187,600	114,700	31,200	
			(2) 他 会 計 補 助 金	417,219	457,995	523,815	462,805	657,798	699,748	733,282	752,777	773,040	831,994	868,212	847,359
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	112,960	302,400	316,723	234,000	235,500	231,450	217,450	167,450	176,450	217,450	193,000	168,000	
		(6) 工 事 負 担 金	3,026	2,285	728	1,497	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		(7) そ の 他	80	10	334	368	339	339	339	334	316	304	304	304	
	資本的 支出	2	資 本 的 支 出 (G)	1,664,129	2,055,921	2,095,294	1,905,536	1,856,007	1,822,897	1,788,090	1,671,316	1,640,430	1,667,637	1,544,168	1,375,895
			(1) 建 設 改 良 費	230,700	595,529	629,654	462,652	447,500	448,500	420,500	320,500	338,500	420,500	371,500	321,500
			うち 職 員 給 与 費												
			(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,433,429	1,460,392	1,465,640	1,442,884	1,408,507	1,374,397	1,367,590	1,350,816	1,301,930	1,247,137	1,172,668	1,054,395
			(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
	(5) そ の 他														
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 356,444	△ 381,231	△ 380,994	△ 356,766	△ 355,470	△ 357,360	△ 358,819	△ 363,155	△ 367,824	△ 331,089	△ 301,452	△ 232,732		

投資・財政計画 (収支計画)

【団体名】相生市

【事業名】公共下水道事業特別会計(総括)

(単位:千円,%)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	9,600	△ 8,100	△ 1,500									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)		9,600	1,500									
前年度繰上充用金 (M)												
収益的支出に充てた地方債 (N)												
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	9,600	1,500										
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)	9,600	1,500										
実 質 収 支 黒 字 (R)												
(P)-(Q) 赤 字 (S)												
赤 字 比 率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	52.0	51.0	50.4	49.7	50.0	50.3	50.0	50.0	50.9	49.7	49.4	48.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (T)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (U)	838,604	842,440	838,706	832,750	828,164	821,535	814,346	809,683	805,277	759,625	722,497	648,229
地方財政法による 資金不足の比率 ((T)/(U)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (X)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((V)/(X)×100)												
他会計借入金残高 (Y)												
地 方 債 残 高 (Z)	16,291,359	15,742,967	15,150,026	14,557,242	13,754,635	12,913,238	12,022,848	11,058,632	10,078,502	9,117,165	8,124,697	7,196,802

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収益的収支分	700,218	671,241	647,345	620,237	602,210	581,640	561,442	542,532	523,404	461,979	411,370	324,062
うち基準内繰入金	693,541	664,438	640,542	613,434	595,407	574,837	554,639	535,729	516,601	455,176	404,567	317,259
うち基準外繰入金	6,677	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803
資本的収支分	417,219	457,995	523,815	462,805	657,798	699,748	733,282	752,777	773,040	831,994	868,212	847,359
うち基準内繰入金	387,295	418,106	478,142	429,705	625,498	667,398	702,332	726,827	745,890	801,044	839,712	821,359
うち基準外繰入金	29,924	39,889	45,673	33,100	32,300	32,350	30,950	25,950	27,150	30,950	28,500	26,000
合 計	1,117,437	1,129,236	1,171,160	1,083,042	1,260,008	1,281,388	1,294,724	1,295,309	1,296,444	1,293,973	1,279,582	1,171,421

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。

投資・財政計画 (収支計画)

【団体名】相生市

【事業名】公共下水道事業

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)	(見込)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	1,131,020	1,108,338	1,083,531	1,053,893	1,032,876	1,011,919	991,370	972,262	952,705	890,700	839,258	750,867	
	(1) 営 業 収 益 (B)	827,148	830,967	827,296	821,340	816,794	810,205	803,056	798,432	794,065	748,453	711,364	637,135	
	ア 料 金 収 入	440,379	445,842	441,590	441,590	437,430	435,895	434,360	432,840	431,325	429,815	428,311	426,812	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他	(386,030)	(384,409)	(385,002)	(379,058)	(378,660)	(373,606)	(367,992)	(364,888)	(362,036)	(317,934)	(282,349)	(209,619)	
	739	716	704	692	704	704	704	704	704	704	704	704	704	
	(2) 営 業 外 収 益	303,872	277,371	256,235	232,553	216,082	201,714	188,314	173,830	158,640	142,247	127,894	113,732	
	ア 他 会 計 繰 入 金	302,162	275,802	252,345	232,253	215,732	201,365	187,965	173,331	158,141	141,748	127,395	113,233	
	イ そ の 他	1,710	1,569	3,890	300	350	349	349	499	499	499	499	499	
	2 総 費 用 (D)	768,591	738,819	707,527	700,302	680,336	657,449	635,401	611,918	587,653	562,343	540,499	520,789	
	(1) 営 業 費 用	365,780	370,326	373,821	389,092	396,636	396,636	396,636	396,636	396,636	396,636	396,636	396,636	
	ア 職 員 給 与 費	12,150	12,158	13,191	13,360	12,926	12,926	12,926	12,926	12,926	12,926	12,926	12,926	
	イ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	353,630	358,168	360,630	375,732	383,710	383,710	383,710	383,710	383,710	383,710	383,710	383,710	
(2) 営 業 外 費 用	402,811	368,493	333,706	311,210	283,700	260,813	238,765	215,282	191,017	165,707	143,863	124,153		
ア 支 払 利 息	107,219	99,590	91,555	83,322	74,930	66,410	57,762	48,913	39,838	30,921	23,430	17,882		
イ ち 一 時 借 入 金 利 息	295,389	268,903	242,151	227,888	208,770	194,403	181,003	166,369	151,179	134,786	120,433	106,271		
イ そ の 他	203													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	362,429	369,519	376,004	353,591	352,540	354,470	355,969	360,344	365,052	328,357	298,759	230,078		
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,279,980	1,644,354	1,684,607	1,517,726	1,468,172	1,432,016	1,395,914	1,276,728	1,244,967	1,314,871	1,227,388	1,132,859	
	(1) 地 方 債	774,400	912,000	872,700	850,100	605,900	533,000	477,200	386,600	321,800	285,800	180,200	126,500	
	イ ち 資 本 費 平 準 化 債	680,000	670,800	604,900	507,000	427,200	349,300	306,100	260,500	187,600	114,700	31,200	0	
	(2) 他 会 計 補 助 金	389,623	427,768	494,122	431,761	625,433	666,227	699,925	721,344	745,401	810,317	852,884	837,055	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	112,960	302,400	316,723	234,000	235,500	231,450	217,450	167,450	176,450	217,450	193,000	168,000	
	(6) 工 事 負 担 金	2,917	2,176	728	1,497	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
	(7) そ の 他	80	10	334	368	339	339	339	334	316	304	304	304	
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,632,809	2,021,973	2,062,111	1,871,317	1,820,712	1,786,486	1,751,883	1,637,072	1,610,019	1,643,228	1,526,147	1,362,937	
	(1) 建 設 改 良 費	230,601	593,765	629,654	462,652	447,500	448,500	420,500	320,500	338,500	420,500	371,500	321,500	
	イ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,402,208	1,428,208	1,432,457	1,408,665	1,373,212	1,337,986	1,331,383	1,316,572	1,271,519	1,222,728	1,154,647	1,041,437	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 352,829	△ 377,619	△ 377,504	△ 353,591	△ 352,540	△ 354,470	△ 355,969	△ 360,344	△ 365,052	△ 328,357	△ 298,759	△ 230,078		

投資・財政計画 (収支計画)

収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	9,600	△ 8,100	△ 1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)		9,600	1,500										
前年度繰上充用金 (M)													
収益的支出に充てた地方債 (N)													
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	9,600	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)	9,600	1,500											
実 質 収 支 黒 字 (R)													
(P)-(Q) 赤 字 (S)													
赤 字 比 率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	52.1	51.1	50.6	50.0	50.3	50.7	50.4	50.4	51.2	49.9	-49.5	48.1	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (T)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (U)	827,148	830,967	827,296	821,340	816,794	810,205	803,056	798,432	794,065	748,453	711,364	637,135	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((T)/(U)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (V)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (X)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((V)/(X)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)													
地 方 債 残 高 (Z)	15,907,153	15,390,945	14,831,187	14,272,672	13,505,310	12,700,324	11,846,141	10,916,169	9,966,450	9,029,522	8,055,075	7,140,138	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	〔前年度〕	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 支 分		688,192	660,211	637,347	611,311	594,392	574,971	555,957	538,219	520,177	459,682	409,744	322,852
	うち基準内繰入金	681,515	653,408	630,544	604,508	587,589	568,168	549,154	531,416	513,374	452,879	402,941	316,049
	うち基準外繰入金	6,677	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803	6,803
資 本 的 収 支 分		389,623	427,768	494,122	431,761	625,433	666,227	699,925	721,344	745,401	810,317	852,884	837,055
	うち基準内繰入金	359,699	387,879	448,449	398,661	593,133	633,877	668,975	695,394	718,251	779,367	824,384	811,055
	うち基準外繰入金	29,924	39,889	45,673	33,100	32,300	32,350	30,950	25,950	27,150	30,950	28,500	26,000
合 計		1,077,815	1,087,979	1,131,469	1,043,072	1,219,825	1,241,198	1,255,882	1,259,563	1,265,578	1,269,999	1,262,628	1,159,907

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。

投資・財政計画 (収支計画)

【団体名】相生市

【事業名】特定環境保全公共下水道事業

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
			(決算)	(決算見込)										
収益的収入	1	総 収 益 (A)	23,482	22,503	21,408	20,336	19,188	17,999	16,775	15,564	14,439	13,469	12,759	12,304
	(1)	営 業 収 益 (B)	11,456	11,473	11,410	11,410	11,370	11,330	11,290	11,251	11,212	11,172	11,133	11,094
		ア 料 金 収 入	11,456	11,473	11,410	11,410	11,370	11,330	11,290	11,251	11,212	11,172	11,133	11,094
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
	(2)	営 業 外 収 益	12,026	11,030	9,998	8,926	7,818	6,669	5,485	4,313	3,227	2,297	1,626	1,210
		ア 他 会 計 繰 入 金	12,026	11,030	9,998	8,926	7,818	6,669	5,485	4,313	3,227	2,297	1,626	1,210
		イ そ の 他												
	2	総 費 用 (D)	19,867	18,891	17,918	17,161	16,258	15,109	13,925	12,753	11,667	10,737	10,066	9,650
	(1)	営 業 費 用	7,841	7,861	7,920	8,235	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440
		ア 職 員 給 与 費												
		イ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	7,841	7,861	7,920	8,235	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440	8,440
	(2)	営 業 外 費 用	12,026	11,030	9,998	8,926	7,818	6,669	5,485	4,313	3,227	2,297	1,626	1,210
	ア 支 払 利 息													
	イ ち 一 時 借 入 金 利 息	12,026	11,030	9,998	8,926	7,818	6,669	5,485	4,313	3,227	2,297	1,626	1,210	
	イ そ の 他													
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,615	3,612	3,490	3,175	2,930	2,890	2,850	2,811	2,772	2,732	2,693	2,654	
資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)	27,705	30,336	29,693	31,044	32,365	33,521	33,357	31,433	27,639	21,677	15,328	10,304
	(1)	地 方 債												
		イ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金	27,596	30,227	29,693	31,044	32,365	33,521	33,357	31,433	27,639	21,677	15,328	10,304
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6)	工 事 負 担 金	109	109										
	(7)	そ の 他												
	2	資 本 的 支 出 (G)	31,320	33,948	33,183	34,219	35,295	36,411	36,207	34,244	30,411	24,409	18,021	12,958
	(1)	建 設 改 良 費	99	1,764										
		イ ち 職 員 給 与 費												
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	31,221	32,184	33,183	34,219	35,295	36,411	36,207	34,244	30,411	24,409	18,021	12,958
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,615	△ 3,612	△ 3,490	△ 3,175	△ 2,930	△ 2,890	△ 2,850	△ 2,811	△ 2,772	△ 2,732	△ 2,693	△ 2,654	

投資・財政計画
(収支計画)

収支再差引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
収益的支出に充てた地方債 (N)													
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (Q)													
実質収支黒字 (R)													
(P)-(Q) 赤字 (S)													
赤字比率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	46.0	44.1	41.9	39.6	37.2	34.9	33.5	33.1	34.3	38.3	45.4	54.4	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (T)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (U)	11,456	11,473	11,410	11,410	11,370	11,330	11,290	11,251	11,212	11,172	11,133	11,094	
地方財政法による資金不足の比率 ((T)/(U)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)													
他会計借入金残高 (Y)													
地方債残高 (Z)	384,206	352,022	318,839	284,620	249,325	212,914	176,707	142,463	112,052	87,643	69,622	56,664	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		12,026	11,030	9,998	8,926	7,818	6,669	5,485	4,313	3,227	2,297	1,626	1,210
	うち基準内繰入金	12,026	11,030	9,998	8,926	7,818	6,669	5,485	4,313	3,227	2,297	1,626	1,210
	うち基準外繰入金												
資本的収支分		27,596	30,227	29,693	31,044	32,365	33,521	33,357	31,433	27,639	21,677	15,328	10,304
	うち基準内繰入金	27,596	28,572	29,693	31,044	32,365	33,521	33,357	31,433	27,639	21,677	15,328	10,304
	うち基準外繰入金		1,655										
合 計		39,622	41,257	39,691	39,970	40,183	40,190	38,842	35,746	30,866	23,974	16,954	11,514

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。